

「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」の項目比較（第1～3期）

【第3期取りまとめ項目案】

【第1期取りまとめ】（平成23年3月）

【第2期取りまとめ】（平成26年3月）

1 登録政治資金監査人の登録及び研修	1 登録政治資金監査人の登録及び研修等	1 登録政治資金監査人の登録及び研修等
<p>○ これまでの取組</p> <p>(1) 登録政治資金監査人の登録について</p> <p>(2) 政治資金監査に関する研修の実施について</p> <p>① 登録時研修について</p> <p>② フォローアップ研修について</p> <p>○ 今後の方向性</p> <p>登録政治資金監査人の安定的な確保等</p>	<p>○ これまでの取組</p> <p>(1) 登録政治資金監査人の登録</p> <p>(2) 政治資金監査に関する研修の実施</p> <p>(3) 登録政治資金監査人に対する指導・助言等</p> <p>○ 今後の方向性</p> <p>(1) 登録政治資金監査人の安定的な確保等</p> <p>(2) 登録政治資金監査人に対する指導・助言等による政治資金監査の適正の確保の促進</p>	<p>○ これまでの取組</p> <p>(1) 登録政治資金監査人の登録</p> <p>(2) 政治資金監査に関する研修の実施</p> <p>(3) 登録政治資金監査人に対する指導・助言等</p> <p>○ 今後の方向性</p> <p>(1) 登録政治資金監査人の安定的な確保及び登録時研修の受講機会の確保等</p> <p>(2) 登録政治資金監査人に対する指導・助言等による政治資金監査の適正の確保の推進</p>
<p>2 政治資金監査に関する具体的な指針等</p> <p>○ これまでの取組</p> <p>(1) 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）について</p> <p>(2) 「政治資金監査に関するQ&A」等について</p> <p>○ 今後の方向性</p>	<p>2 政治資金監査に関する具体的な指針</p> <p>○ これまでの取組</p> <p>(1) 政治資金監査マニュアルの策定</p> <p>(2) 政治資金監査マニュアルの改定</p> <p>○ 今後の方向性</p>	<p>2 政治資金監査に関する具体的な指針</p> <p>○ これまでの取組</p> <p>(1) 政治資金監査マニュアルについて</p> <p>(2) 第2期における政治資金監査マニュアルの改定について</p> <p>○ 今後の方向性</p>
<p>3 政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言～</p> <p>※ 前書き部分</p> <p>(1) フォローアップ研修について</p> <p>○ 現況及びこれまでの取組</p> <p>○ 今後の方向性</p> <p>(2) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について</p> <p>○ 現況及びこれまでの取組</p> <p>○ 今後の方向性</p>	<p>3 少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針</p> <p>○ これまでの取組</p> <p>○ 今後の方向性</p>	<p>3 政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する研修及び指導・助言のあり方～</p> <p>(1) 登録政治資金監査人に対する研修のあり方について</p> <p>○ これまでの取組</p> <p>○ 今後の方向性</p> <p>① フォローアップ研修の継続的実施と内容の充実</p> <p>② フォローアップ研修への参加の促進</p> <p>(2) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言及びその枠組みについて</p> <p>○ これまでの取組</p> <p>○ 今後の方向性</p>
<p>4 その他</p> <p>※ 必要があれば</p>	<p>4 政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項</p> <p>(1) 「領収書等」の必要記載事項</p> <p>○ 現在の取扱い</p> <p>○ 検討すべき事項</p> <p>○ 検討の方向性</p> <p>(I) 「支出を受けた者等を必要記載事項とすることについて</p> <p>(II) 単一の書面に必要記載事項のすべては記載されていない場合、これらについて記載のある請求書等他の書面と併せて支出を証すべき書面として取り扱うことについて</p> <p>(2) 金銭を伴わない収入又は支出の記載方法</p> <p>○ 現在の取扱い</p> <p>○ 検討すべき事項</p> <p>○ 検討の方向性</p>	<p>4 政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項</p> <p>(1) 「領収書等」の必要記載事項</p> <p>○ 現在の取扱い</p> <p>○ 検討の方向性</p> <p>(I) 政治資金規正法上、「領収書等」の必要記載事項として支出を受けた者の氏名及び住所を加えることについて</p> <p>(II) 支出の目的の記載に欠ける領収書等の活用について</p> <p>○ 対応の方向性</p> <p>(I) 政治資金規正法上、「領収書等」の必要記載事項として支出を受けた者の氏名及び住所を加えることについて</p> <p>(II) 支出の目的の記載に欠ける領収書等の活用について</p> <p>(3) 金銭を伴わない収入又は支出の記載方法</p> <p>○ 現在の取扱い</p> <p>○ 検討の方向性</p> <p>○ 対応の方向性</p>

	<p>(3) 前払式証票による支出の記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の取扱い ○ 検討すべき事項 ○ 検討の方向性 	<p>(4) 前払式証票・後払式証票・クレジットカードによる支出の記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の取扱い ○ 検討の方向性 ○ 対応の方向性
	<p>(4) 後払式証票及びクレジットカードによる支出の記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の取扱い ○ 検討すべき事項 ○ 検討の方向性 	
	<p>(5) 会計帳簿への住所の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の取扱い ○ 検討すべき事項 ○ 検討の方向性 <p>(I) 支出を受けた者の住所を記載することが極めて困難な場合の対応について</p> <p>(II) 会計帳簿への住所の記載について</p>	<p>(2) 会計帳簿への支出先住所の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の取扱い ○ 検討の方向性 ○ 対応の方向性 <p>(I) 支出を受けた者の住所を記載することが極めて困難な場合の対応について</p> <p>(II) 会計帳簿への住所の記載について</p>
	<p>(6) 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の取扱い ○ 検討すべき事項 ○ 検討の方向性 	<p>(5) 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の取扱い ○ 検討の方向性 ○ 対応の方向性
	<p>(7) 収支報告書に記載すべき支出の区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の取扱い ○ 検討すべき事項 ○ 検討の方向性 	<p>(6) 収支報告書に記載すべき支出の区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の取扱い ○ 検討の方向性 ○ 対応の方向性 <p>(I) 政治活動のあり方の変化への対応について</p> <p>(II) 支出項目の区分の見直しについて</p>
	<p>(8) 業務制限の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の取扱い ○ 検討すべき事項 ○ 検討の方向性 	<p>(7) 業務制限の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の取扱い ○ 検討の方向性 ○ 対応の方向性
	<p>(9) 年の途中において国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体の政治資金監査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の取扱い ○ 検討すべき事項 ○ 検討の方向性 	<p>(8) 年の途中において国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体の政治資金監査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の取扱い ○ 検討の方向性 ○ 対応の方向性
	<p>(10) その他の事項</p>	

※ 第3期取りまとめ項目案は現時点での予定であり、今後の委員会での議論等により変更する可能性あり。